



令和 8 年 9 月 1 日

議 案 参 考 資 料

9 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 30 号 常総市税条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和 8 年度税制改正による地方税法の改正に伴い、必要となる改正を行うものです。

まず、同一の納税義務者が所有する土地、家屋及び償却資産ごとに課税標準額を合計し、その額が免税点に満たない場合には固定資産税を課税しない免税点制度につきましては、現在、土地には 30 万円、家屋には 20 万円、償却資産には 150 万円の免税点が定められておりますが、近年の物価高騰を踏まえて、家屋にあつては 30 万円、償却資産にあつては 180 万円に引き上げられたことから、同様の改正を行うものです。なお、土地につきましては、前回見直しを行った平成 3 年と比較し地価が下落していることから据置きとされております。この改正につきましては、施行日は令和 9 年 4 月 1 日となります。

次に、特定暗号資産取引に係る課税方式につきましては、現在、特定暗号資産取引により生じた利益は雑所得として、事業所得、給与所得等の他の所得と合算して課税する総合課税方式が採られているところ、課税方法が見直され、土地建物、株式等の譲渡所得等と同様に他の所得と分離して課税する分離課税方式とされたことに伴い、同様の規定を整備いたします。なお、税率につきましては、現行の総合課税方式では 6 % を市民税として課税しておりますが、改正後の分離課税方式では 3 % を市民税として課税することとなります。この改正につきましては、施行日は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日となります。

また、上記の改正以外に地方税法の改正に伴い、市税条例において必要となる用字用語、条項等の整備も併せて行うものです。

○常総市税条例

昭和 33 年 10 月 11 日

条例第 13 号

目次 略

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(課税の根拠)

第 1 条 市税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，法令その他別に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

第 2 条—第 24 条 略

第 2 章 普通税

第 1 節 市民税

(市民税の納税義務者等)

第 25 条 市民税は，第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により，第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により，第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により，第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 市内に寮，宿泊所，クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については，恒久的施設（法第 292 条第 1 項第 14 号に規定する恒久的施設をいう。）をもってその事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり，かつ，令第 47 条に規定する収益事業（以下この項及び第 32 条第 2 項の表の第 1 号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託

の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 49 条第 9 項から第 16 項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

第 26 条—第 32 条 略

（所得割の課税標準）

第 33 条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で、特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等（次項及び第 35 条の 2 において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第 35 条の 2 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条 削除

（所得控除）

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 31 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金

控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額，扶養控除額又は特定親族特別控除額を，前年の合計所得金額が 2，500 万円以下である所得割の納税義務者については同条第 2 項，第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第 34 条の 3 所得割の額は，課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に，100 分の 6 を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」，「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは，それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(法人税割の税率)

第 34 条の 4 法人税割の税率は，100 分の 8.4 とする。

第 34 条の 5 削除

(調整控除)

第 34 条の 6 前年の合計所得金額が 2，500 万円以下である所得割の納税義務者については，その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に，当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には，5 万円とする。）の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に，当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額
(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で別表に掲げるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金

(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定による寄附金を除く。)

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(外国税額控除)

第 35 条 所得割の納税義務者が、法第 314 条の 8 に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第 314 条の 8 及び令第 48 条の 9 の 2 に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 3 及び前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 35 条の 2 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、

若しくは納入する。

- 3 法第 37 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(所得の計算)

第 36 条 第 25 条第 1 項第 1 号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第 33 条第 1 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第 37 条 市民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて市民税を課する。

(市民税の申告)

第 37 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2

- 第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
 - 3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
 - 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
 - 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

- 6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
 - 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち所得税法第 226 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
 - 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる者に、3 月 15 日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
 - 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 25 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 1 箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- 第 37 条の 3 第 25 条第 1 項第 1 号の者が前年分の所得税につき所得税法第 2 条第 1 項第 37 号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する事項を除く。）のうち法第 317 条の 2 第 1 項各号又は第 3 項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定による申告書に記載されたものと

みなす。

- 3 第 1 項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第 2 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 37 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを~~除き、~~除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。~~。次条第 1 項において同じ。~~）の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前

日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。[次条第4項](#)[次条第5項](#)及び第54条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

~~第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、~~

~~施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。~~

- ~~(1) 当該公的年金等支払者の名称~~
- ~~(2) 特定配偶者の氏名~~
- ~~(3) 扶養親族又は特定親族の氏名~~
- ~~(4) その他施行規則で定める事項~~

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 54 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

~~2~~3 ~~前項第 1 項~~又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した~~前項第 1 項~~又は~~法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に~~同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、~~前項第 1 項~~又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した~~前項第 1 項~~又は~~法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する~~同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

~~3~~4 第 1 項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

~~4~~5 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令~~第 48 条の 9 の 7 の 3~~第 48 条の 9 の 8において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

~~5~~6 前項の規定の適用がある場合における~~第 3 項第 4 項~~の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第 37 条の 4—第 54 条 略

(退職所得の課税の特例)

第 54 条の 2 退職手当等（所得税法第 199 条の規定によりその所得税を徴収

して納付すべきものに限る。以下同じ。) の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第 33 条、第 34 条の 3 及び第 38 条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第 54 条の 12 までに規定するところによって課する。

第 54 条の 3—第 63 条 略

(固定資産税の免税点)

第 64 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては 30 万円、~~家屋にあっては 20 万円~~、償却資産にあっては ~~150 万円~~ 180 万円 に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第 64 条の 2—第 140 条 略

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 141 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 33 年度分の市税から適用する。ただし、市民税の税率は昭和 34 年度から、木材引取税の税率は昭和 33 年 7 月 1 日から適用する。

第 2 条—第 6 条の 2 の 3 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 6 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、法附則第 3 条の 3 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除す

る。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第 35 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並びに附則第 6 条の 3 第 2 項」とする。

第 7 条—第 20 条 略

第 21 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 13 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第 7 条の 2 第 4 項（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第 22 条 削除

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 23 条 平成 30 年度から令和 9 年度まで以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の配当控除）

第 24 条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第 5 条第 3 項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 35 条及び第 35 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 35 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 24 条第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 24 条第 1 項」とする。

第 24 条の 2 削除

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 24 条の 3 平成 22 年度から令和 20 年度令和 25 年度までの各年度分の個

人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 7 年令和 12 年までの各年である場合に限る。）には，法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 35 条及び第 35 条の 2 第 1 項の規定の適用については，第 35 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 24 条の 3 第 1 項」と，第 35 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 24 条の 3 第 1 項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第 24 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第 13 条の 3 第 1 項，附則第 13 条の 4 第 1 項，~~次条第 1 項~~附則第 25 条第 1 項，附則第 26 条第 1 項，附則第 27 条第 1 項，附則第 27 条の 2 第 1 項又は~~附則第 28 条第 1 項~~，附則第 27 条の 3 第 1 項又は附則第 28 条第 1 項の規定の適用を受けるときは，第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第 5 条の 5 第 2 項（法~~附則第 5 条の 6 第 2 項~~附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 24 条の 5—第 24 条の 8 略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第 25 条 当分の間，所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には，当該譲渡所得については，第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず，他の所得と区分し，前年中の長期譲渡所得の金額に対し，長期譲渡所得の金額（同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし，これらの金額につき

第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第 33 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 26 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 35 条第 5 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 3 4 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 25 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第 3 4 条の 6 から第 3 5 条まで、第 3 5 条の 2 第 1 項、附則第 24 条第 1 項、附則第 24 条の 3 第 1 項及び附則第 24 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項前段、第 3 5 条、第 3 5 条の 2 第 1 項、附則第 24 条第 1 項、附則第 24 条の 3 第 1 項及び附則第 24 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 3 6 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 25 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第 6 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 25 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第 24 条の 5 及び附則第 24 条の 8 の規定の適用については、附則第 24 条の 5 第 1 項及び附則第 24 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とす

る。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第 25 条の 2 昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の 100 分の 2.4 に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 48 万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から 2 千万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（~~法附則第 34 条の 2 第 5 項~~附則第 34 条の 2 第 6 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が~~法附則第 34 条の 2 第 10 項~~附則第 34 条の 2 第 12 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで又は第 37 条の 8 の規定の適用を

受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第 25 条の 3—第 27 条 略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 27 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この

場合において、同条第 2 項中「附則第 27 条第 1 項」とあるのは「附則第 27 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第 37 条の 10 第 1 項」とあるのは「第 37 条の 11 第 1 項」と読み替えるものとする。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 27 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 27 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 35 条まで、第 35 条の 2 第 1 項、附則第 24 条第 1 項及び附則第 24 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 27 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 35 条、第 35 条の 2 第 1 項、附則第 24 条第 1 項及び附則第 24 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 27 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 27 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 36 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 27 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 27 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 6 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 27 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 27 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 28 条—第 31 条の 3 略

(石下町の編入に伴う経過措置)

第 32 条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町税条例（昭和 47 年石下町条例第 16 号）の規定により課した町税又は課すべき町税については、なお石下町税条例の例による。

- 2 編入日前に、石下町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前になされた石下町税条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお同条例の例による。

中略

附 則（令和 8 年条例第 10 号）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の

軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 常総市税条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年常総市条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 5 項中「の種別割」を削る。

附 則 (令和 8 年条例第 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 4 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 2 4 条の 4 の改正規定 (「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。)、附則第 2 1 条の改正規定及び附則第 2 5 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(3) 附則第 2 4 条の 4 の改正規定 (「又は附則第 2 8 条第 1 項」を「、附則第 2 7 条の 3 第 1 項又は附則第 2 8 条第 1 項」に改める部分に限る。) 及び附則第 2 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 6 4 号) の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の常総市税条例 (以下「新条例」という。) 第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の常総市税条例第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 2 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。) 第 7 条の

規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の常総市税条例附則第 24 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 25 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 25 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 27 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 6 4 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

別表 略

◎議案第 3 1 号 財産の取得について

大雨などによる河川の増水に伴い樋管が閉鎖された際、内水による浸水被害の防止を目的として、排水ポンプによる水路から河川への緊急排水事業を業務委託により行っております。

現在、緊急排水実施時において、受託業者による排水ポンプの借上げを行う際、ポンプの調達までに時間を要するほか、一般的な賃貸借に供される排水ポンプの能力では、近年の激甚化する豪雨災害に対応できず、浸水被害が発生するおそれがあります。

本案は、緊急時対応の迅速化及び排水能力の向上に寄与し、浸水被害を未然に防止することを目的に、移動式緊急排水ポンプを取得するものです。

なお、移動式緊急排水ポンプは、発災時に各現場へと移送することで、初動を迅速化します。

移動式緊急排水ポンプの調達につきましては、指名競争入札に付し、有限会社鈴機が 9 千 4 百 5 万円で落札し、令和 8 年 7 月 2 3 日に同社と仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 移動式緊急排水ポンプ購入
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 数 量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥94,050,000－
 うち取引に係る消費税 ￥8,550,000－
 及び地方消費税の額
- (5) 納入期限 令和 8 年 12 月 28 日
- (6) 納入場所 常総市新石下
- (7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 (有) 鈴機 とが次の条項により物品の売買契約を締結する。

第 1 条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めたとき又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

第 2 条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し出ることができない。

第 3 条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しないときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日数に応じ、1 日に付き契約金額の 1, 0 0 0 分の 0. 2 に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第 4 条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ることができない。

第 5 条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うものとする。

第 6 条 契約履行後であつても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第 7 条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

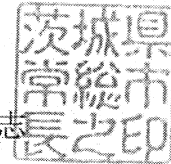
令和 8 年 7 月 23 日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3

常総市

常総市長

神 達 岳 志



受注者

茨城県石岡市国府 5-2-25

有限会社 国府

代表取締役 鈴木 直

機

人